

## 留学手続サポートサービス 契約

### 利用約款 第1条 適用

1、「TLD 留学手続サポート（以下、留学手続サポート）」は、株式会社ネットオプション（以下、当社）が留学に関して 行なうサービスのうち、手続代行に該当する部分をパッケージ化したものです。申込者は、入学を希望する学校の種別、プログラム内容などにより、申込金もしくは留学手続サポート料金を支払うことにより、当該サービスを利用することができます。

2、前項に述べる留学手続代行に該当する部分とは、学校への入学 手続、滞在先の手配申請（可能な場合のみ）、学校への授業料の支払いなどの代行と、それに付帯する相談、情報提供、出発前のオリエンテーションなどを指します。

### 第2条 提供するサービス

1、留学手続サポートの申込者（以下、お客様）に提供するサービスは、以下の通りで

- ①学校への入学手続きの代行／お客様が希望する学校の入学必要書類をご案内し、入学願書の代理作成などをおこない、入学申請を 代行いたします。
- ②滞在先の手配の代行／お客様が希望する滞在先の申込手続きを おこないます。ただし、これらの滞在先施設を持たない学校、事前手配を受け付けられない学校をご希望の場合は、当社は滞在先の申込み手続きの代行を行えない場合があります。
- ③学校への支払手続きの代行／お客様が学校へ支払うべき、授業料、 入学申請料、滞在費、教材費などは、当社が学校より請求を受け、内 容を確認の上、所定の手続きに基づいて、指定通貨により学校へ送 金いたします。
- ④空港送迎サービス手配の代行／お客様のご希望により、到着空港 への送迎サービスの手配を代行します。なお、送迎にかかる実費は 別途請求となります。
- ⑤出発前のオリエンテーション／お客様のご希望により、出入国手 続き、到着後の留意点、現地での生活などについての説明をいたし ます。
- ⑥相談、情報提供／留学に関する疑問や不安を解消するための相談、情報提供を随時承ります。

### 第3条 契約の成立

- 1、留学手続サポート契約は、サービスの提供を受けるご本人を申込者とし、その署名が記された留学手続サポート申込書と申込金もしくは留学手続サポート料金を当社が受理したときに成立します。
- 2、留学手続サポート契約は、お申込み時に決定し、当社にお伝えいただいた留学先学校およびコースに限って有効な契約です。

#### 第4条 お申込み条件

- 1、当社は以下の条件にあてはまる場合には当該サービスのお申込みをお断りすることがあります。
  - ① お申込み時に心身の健康を害し、留学に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
  - ② ご希望の留学をおこなうにあたって必要な条件を満たしていないと当社が判断した場合
  - ③ サービス提供に際し、当社の通常業務遂行やサービスの提供に支障をきたす恐れのあるお客様からの過度な要求や理不尽なサービスの強要などが想定される判断した場合
- 2、お申込みをお断りする場合についてはいかなる理由においても 当社はその理由をお客様に開示する義務を負いません。
- 3、未成年の方のお申込みの際は、留学手続サポート申込書所 定欄に申込みに同意する旨の親権者（法定代理人）の署名捺印が必要です。もしくは後日親権者による同意書の提出を求める場合がございます。
- 4、留学手続サポートをご利用いただくにあたって必要となる書類は、留学先の学校、国により異なりますので、お申込み時に当社より ご案内いたします。 5、必要書類は予めご指定申し上げる期日までに、郵送または持参、もしくはカウンセラーの指示により電子メール等への添付などによりご提出ください。定められた期日までに提出いただけない場合は、当社より留学手続サポートの契約の継続を解消することがあります。

#### 第5条 留学手続サポート料金

- 1、留学手続サポート料金は、以下に掲げる基本料金にお申込頂くプログラム形態や参加者条件等により追加料金が加算されたものとなります。なおご契約時にお支払い頂く申込金は留学手続サポート 料金の一部となります。
- 2、プログラムや教育機関によっては予め追加料金が必然的に生じるものがございます。その場合、予め基本料金と合算して提示することがございます。
- 3、パンフレット等にプログラム費用が記載される際、お客様が比較 検討しやすいよう利便性を考慮しプログラム費用の一部として合算 された金額で掲示されることがあります。但し、必ず募集要項にはその内訳として明示いたします。また留学費用のご請求の際にも項目を明示してご請求致します。

#### <留学手続きサポート基本概要>

##### ■語学研修プログラム・カレッジ・大学進学プログラム

- ①民間英語学校プログラム 2週間コース
- ②民間英語学校プログラム 4週間コース
- ③民間英語学校プログラム 長期（6カ月）コース

- ④民間英語学校プログラム 長期（12カ月）コース
  - ⑤ 大学付属研修機関プログラム
  - ⑥ タイ古式マッサージ資格習得 2週間コース
  - ⑦ タイ古式マッサージ資格習得 4週間コース
  - ⑧ 公立コミュニティカレッジ・私立カレッジ出願サポート
  - ⑨大学条件付入学プログラム
  - ⑩ 現地サポート各種
- a) ビザ申請が不要で開始日から 30 日目以降のお申込み
  - b) ビザ申請が必要で開始日から 60 日目以降のお申込み
  - c) 締切日のあるプログラムで締切日以降でも受付可能な場合

#### 第 6 条 渡航手続きに関する手数料

- 1、お客様のご要望により渡航に必要な査証申請、電子渡航認証手続きの代行を承ります。当該手数料は留学サポート料とは別途個別に依頼を受けてお申込み頂きます。お申込後サービス完了後は 返金は致しかねます。

#### 第 7 条 プログラム費用について

- 1、留学サポート料以外の現地プログラム費用（入学金・授業料・滞在費・教材費など）は明細を別途ご案内いたします。これらの費用については最新の資料に基づいて算出してご案内しますが、受入機関やその他支払先の事情により、予告なしに変更されることがあり現地もしくは渡航前に差額をお支払い頂くことございます。
- 2、現地の授業料や滞在費など通常外貨建ての費用につきましては、受入機関から確定請求書が到着した日（土日祝日等の銀行休業日の場合はその次の銀行営業日）の三菱 UFJ 銀行が発表する TTS レートに 1.05 を乗じたレートで円貨に換算し、海外送金の場合は送金手数料（一件につき 8,800 円）を加えた額をご請求します。プログラムによっては日本国内銀行口座への支払となる場合がありますので、その場合は国内振込み手数料を加えた額をご請求します。なお、円建てで設定されている場合はその円金額で請求します。
- 3、パンフレットやウェブサイト等でご案内するプログラム料金につきましては、検討される際のお客様の利便性に配慮し、掲載時点を基準に前項のレートにて計算し揭示しております。実際のプログラム費用については請求書発行時の前項 2 の所定レートにてご請求させていただきます。
- 4、お申込み時に確定したレートによるプログラム費用は、その後いかなる理由があっても変更致しません。

#### 第 8 条 契約の変更

- 1、留学サポート契約締結後に、お客様の都合により留学先、受講コース、期間などの変更を希望される場合、申込者ご本人（申込者が未成年の場合は合せて親権者の方）

の署名もしくは捺印のある書面の提出、もしくは電子メールによる契約変更のご連絡により、以下に述べる変更手数料を申し受けることによって契約内容を変更致します。

## 2、変更手数料

①留学先の学校の変更／契約のキャンセルとみなし留学手続サポート料金全額を変更料とし、変更後新たに契約する留学手続サポートサービス料金をご請求致します。

②受講コースの変更、コース開始日、期間の変更／変更手数料 11,000 円（税込）③滞在先の変更、宿泊開始日、期間の変更／変更手数料 11,000 円（税込）

3、お客様の配偶者または一親等以内の親族が死亡した場合における変更において、当初の契約と同じ学校の同じコースに限り、コース開始日の変更およびそれに付随する滞在先に関する変更を変更手数料なしに承ります。ただし、渡航先において契約成立後に戦争やテロなどの脅威により渡航を中止もしくは延期せざるを得ない事象が発生した場合においては、状況により特例として変更手数料などを免除する措置をとる場合があります。

4、契約の変更は当社が変更手数料の入金を確認できた時点で成立し、それをもって、変更手続きを開始いたします。

5、変更に伴い、当初の契約に基づき手配を進行していた学校から返金もしくは追加請求があった場合は、当該学校の規定に基づきこれを処理します。いずれの場合も、当社がお客様に代わり経済的な負担をすることはありません。

## 第9条 契約の取消および取消料

1、既に成立している留学手続サポート契約をお客様の都合により取消す場合、申込者ご本人（申込者が未成年の場合は合せて親権者の方）の署名もしくは捺印と契約取消の旨を記載した書面の提出もしくは電子メールでの通知をいただく必要があります。当該書面を当社が受け取った時点で、お客様との契約は正式に取り消されます。電話などの口頭による取消はお受け致しません。

2、お客様は、取消料を当社に支払うことにより、いつでも契約を解除することができます。

3、外貨送金手数料など既に発生している実費、取消し手続きのために発生する実費については全額返金できません。

4、お客様が契約を解除された場合には、すでにお支払い頂いた留学費用から、所定の取消料、ならびに留学先機関が規定する取消料、及び学校との精算に要する外貨送金手数料等を控除した残金をお客様指定の銀行口座に振り込みお支払いいたします。なお、学校から返金が発生する場合には、その返金が当社に入金されてからの返金となります。5、留学先機関等の取消規定ならびに取消料は、それぞれの教育機関および滞在手配機関の規定および判断に基づきます。

6、教育機関等への取消料については、当社はいかなる場合でもお客様に代わり経済的な負担をすることはありません。

7、お客様がご負担する取消料は、お客様が当社に支払いが完了しているかないかにかか

ならず発生します。当社より未請求またはお客様から未払いの段階での取消の場合、差額をご請求することになります。また、返金にあたっては、当社が現地教育機関から当該返金額を受け取った日の三菱 UFJ 銀行が発表する TTB レートを適用し、日本円換算したのから銀行の換算手数料、振込手数料を差し引いて精算いたします。為替差による円貨額の増減はお客様に帰属します。なお、現地教育機関でコース開始後、無断や正当な理由がない欠席、通学取り止めや退学をした場合、現地教育機関に支払い済みの授業料、滞在費、その他の費用および当社にお支払いいただいた留学手続サポート料金、各種手数料等の返金には応じられません。

### ③取消料

- (a) 申込日より起算して 8 日目までに解除の場合：取消料なし \*ただし渡航日の 30 日前（ピーク時 [ゴールデンウィーク・シルバーウィーク・年末年始 期間] にあつては 40 日前）を切って解約の場合は、申込み日以前にすでに受入機関等に対して入学枠や滞在先枠などの確保等のため仮申込み状態となっている場合もあり、留学手続サポート料の全額、ならびに受入機関から請求される取消料はお支払い頂きます。
- (b) 申込日より起算して 9 日目以降に解除の場合：留学手続サポート料の半額、および受入機関から請求される取消料請求される取消料
- (c) 申込日より起算して 14 日目以降に解除の場合：留学手続サポート料全額、および受入機関から請求される取消料

## 第 10 条 当社からの解約

- 1、お客様に以下に定める事由が生じたとき、当社は催告の上、留学手続サポート契約を解約できるものとします。
  - ①書類提出の不履行／定められた期日までに必要書類の提出がなく、契約に基づく手続きに支障をきたす恐れがあるとき。
  - ②費用、料金の支払いの不履行／定められた期日までに必要な費用、料金の支払いがないとき。
  - ③連絡の不能／お客様が所在不明となるか、1 ヶ月以上に渡り連絡不能になったとき。（この場合は、催告なく解約といたします）
  - ④当社に提出するお申込書ならびに学校提出書類などに記すべき内容が事実と異なっていることが判明した場合。また、そのことにより、留学手続に支障が発生するなど、留学手続サポートサービス契約を誠意をもって履行できないと判断したとき。
  - ⑤その他の事由により、当社がやむをえない事由があると判断したとき。
- 2、前項に述べる事由により当社が契約を解約した場合、既にお支払い済みの留学手続サポートサービス料金および留学費用などは第 7 条に基づきご請求いたします。

## 第 11 条 当社の免責事項

- ①当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由によりプログラム内容が変更さ

れたり、参加ができなくなった場合については一切の責任を負いません。尚、以下の事由（ただし、(a)、(b)、(c)、(d)は除く）により留学を出発前に中止する場合もこの条件書で規定している取消料を申し受けます。

- (a) ご希望の受入機関や滞在施設がすでに定員に達していて入学できなかった場合。
- (b) ご希望の受入機関の基準・事情・判断等により入学が許可されなかった場合。
- (c) 現地受入機関の手続き上の問題や事情により入学書類などの到着が遅れ、予定の期日に出発・入学できなかった場合
- (d) 現地受入機関の事情により授業内容、授業時間、滞在先、その他が変更された場合。
- (e) 申込者がパスポートまたはビザを取得できなかった、取得に時間がかかった、あるいは渡航先国に入国を拒否された場合。
- (f) 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、運輸・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、日本または外国の官公署の命令、運輸・宿泊機関や現地受入機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込者の生命または身体确保安全のため必要な措置、その他不可抗力による場合。
- (g) 当社のご案内した教育ローンが、ローン会社の審査により成立せず留学プログラムの継続が不可能となった場合。
- (h) 申込者が本約款に違反した場合。

②当社は、渡航後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、留学費用その他当社にお支払い済み の費用は返金されません。

- (a) 受入機関等の事情により、授業内容や日時、滞在先の種類や条件、コース参加の条件、費用、などが変更された場合。
- (b) 学校内外での活動や生活・スポーツ等に従事して起こった事故や疾病などの損害。
- (c) 申込者の故意、過失、法令・公序良俗や留学先等の規則、当社約款の規定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。
- (d) その他、当社の責によらない事由により留学中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

#### ■追加料金 ※緊急手配料がかかる条件

#### 第12条 特約の追加

1、当社は必要に応じ、約款を変更することなく、特約規定を設ける場合があります。特約は約款に優先するものとし、特約に定めのない事項については当約款に従うものとします。

#### 第13条 個人情報の取扱い

1、個人情報の取り扱い 弊社における個人情報の取り扱いは個人情報保護方針に基づいて

行われます。

2、個人情報とは 留学サポートをご利用いただくにあたり、利用者個人に関する 氏名、住所、電話番号、生年月日その他の記述等により利用者個人を 識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別 できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより結果的に利用者個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

3、個人情報収集の目的 当社では、以下の目的で個人情報を収集し利用いたします。情報の 全部または一部をご提供いただけない場合は、当社が提供するサー ビスをご利用 できないことがあります。また、ご提供いただいた情 報は返却いたしません。

- ①留学カウンセリングサービスに付随する資料等の発送
- ②入学する学校ならびに宿泊機関等への手続代行業務
- ③留学参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ④個人を特定できないように加工した利用状況や統計データの作成

4、個人情報の管理について 当社は個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面及び組織面において必要な 安全対策を継続的に講じるよう努めています。また、弊社は個人情報 の保護に関する法令、業界規範・慣習、公序良俗を遵守します。

5、個人情報の第三者への提供 利用者の個人情報について、利用者本人の同意を得ずに第 三者へ提 供することは原則いたしません。ただし以下の場合、関係法令に反 しない 範囲で、利用者の同意なく利用者の個人情報を開示すること があります。

- ①利用者が第三者に不利益を及ぼすと弊社が判断した場合。 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、 本人の同意を得ることが困難である場合。
- ②公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要 がある場合であって、利 用者本人の同意を得ることが困難である場合
- ③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法 令の定める事務を遂行 することに対して協力する必要がある場合で あって、利用者本人の同意を得ることによ り当該事務の遂行に支障 を及ぼすおそれがある場合
- ④裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準 じた権限を有する 機関から、個人情報についての開示を求められた 場合
- ⑤利用者本人から明示的に第三者への開示または提供を求められた 場合
- ⑥法令により開示または提供が許容されている場合
- ⑦その他利用者本人へサービスを提供するために必要であると弊社 が合理的に判断した 場合。また、以下の場合に個人情報の提供を受 ける者は、第三者に該当しないこととし ます。

a. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り 扱いの全部または一部

を委託する場合

- b. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
- 6、外部委託について 当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報 保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人 情報を預託することがあります。また、当該委託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。
- 7、個人情報に関するお問い合わせに関して 利用者の個人情報については、第三者から問い合わせを頂いても一切お答えできません。但し、警察・税関等の公共機関より、正式な書 面をもって情報開示の請求があり、その理由が一般常識に照らして 正当と判断される場合はこの限りではありません。
- 8、個人情報の変更および訂正について 登録時に提供された個人情報に関する権利（開示、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の拒否権）は、ご本人 からの要請であることを確認し、遅滞なくおこないます。
- 9、サーバーの不正アクセス対応について 当社は、個人情報を管理するサーバーへの外部からの不正アクセス を防御するために最善の処置を施しております。
- 10、個人情報に関する相談、苦情、開示請求については下記までお問い合わせください。

株式会社ネットオプション個人情報管理部

電話 :03-5917-0480

E-mail : [web@netoption.co.jp](mailto:web@netoption.co.jp)

#### 第 14 条 約款の変更

- 1、当約款は当社の事情または法令に従うために変更することがあります。

#### 第 15 条 約款の発効

- 1、当約款は 2023 年 3 月 1 日をもって発効します。

#### 第 16 条 裁判管轄

- 1、当約款に関する訴訟については東京地方裁判所のみを専属管轄 裁判所とします。

①海外留学においては、留学先の機関や滞在先において、ただ授業や宿舎を 提供するだけでなく、現地の文化・生活の体験、相互理解・国際交流の促進 などを趣旨としています。現地の生活様式や習慣、その国の法規、受入機関の ルール、各家庭の生活様式や習慣を尊重し、日本ので生活や習慣と異なっていたとしても、最大限受入れて生活する努力を しましょう。

②留学前に抱いていたイメージや、友人や家族、インターネットなどからの情報 で得た知識や情報については、現地に渡航後、必ずしも同じとは限りません。多 少の不満や不自由



できても受入れてみる努力や多少の我慢や忍耐なども不可欠です。そうした不自由さや困難、それらを自分自身で解決していく力を養うことも留学の大事な学びとなります。ぜひご自身の視野や考え方を広げ、逞しく成長できるよう柔軟な姿勢で臨んでください。

③個人での留学は、学校の修学旅行や団体研修とは異なり、すべて「自己責任」の考え方をしっかり理解して臨んでください。受入機関や滞在先は、それぞれの責任において独自に運営していますが、参加者は受入機関のルールに従い自らの責任で行動して下さい。盗難や事故などもいわば自己責任と言えます。また先生や学校に不満があったとしても、それはご自身が選択した学校やプログラムです。後悔したり誰かを責めるのではなく、そんな環境においても最大限楽しめるよう考え方や見方を変えて充実させられるよう努力することは非常に大切です。

④現地では様々な問題が発生するでしょう。しかし現地で生じた問題はできるだけ現地で解決してくるようになしてください。帰国後に持ち帰ることをせず、その場で受入機関の担当者や責任者を通じて解決するようになして下さい。お手伝いや助言が必要な場合はもちろん当社のカウンセラーなどにもご相談ください。

⑤現地渡航後、特に未成年者のお子様については、親御さんにとっては現地での様子がわからず大変心配をされると思います。実際の生活や現場がわからないことで、お子様の不安や悩みを過剰に心配されたり、大きな問題のように思えてしまうなど、過剰反応をしてしまうことがございます。何か問題や悩みがあった場合、まずは受入れ機関のアドバイザーや当社留学カウンセラーなどにまず相談してみましよう。その上で親御さんへのご報告や助けが必要な状況でご連絡等するようになしてください。

⑥現地受入機関においては、授業スケジュールや日程など、提供される研修内容などが現地の事情により予告なく変更されることがありますので予めご留意ください。また予期せぬ突然の休講などにより授業が受けられない場合があっても、長期にわたる休講など以外は基本的には授業料などの返金はしてもらえません。